

# 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

ダイジェスト版



この計画は、地域に暮らす全ての人が、丸ごとつながって一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会「地域共生社会」の実現を念頭に、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に取り組み、計画の基本理念である「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す目的で策定したものです。

## 第1章 総論

### 1 基本理念

# 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

### 2 基本目標

## 地域共生社会の実現に向けて 地域包括ケアシステムの充実を目指す

## 第2章 施策の展開

### 施策の目標 1 健康でいきいきとした生活の実現

#### ■ 施策① 健康づくりの推進

- ◎食生活や運動、飲酒及び喫煙、さらには歯と口の健康に関する生活習慣病を改善するほか、疾病の予防・早期発見・早期治療により市民の健康寿命の延伸に取り組みます。
- ◎地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう支援します。

●具体的な施策 ①生活習慣病の発症と重症化の予防 ②地域での健康づくりの推進

#### ■ 施策② 介護予防の推進

- ◎生活習慣病予防や介護予防を目的とした事業を参加しやすいものとなるよう取り組み、さらに講師の派遣などの支援により、至る所で運動教室などが開催できるよう支援します。
- ◎住民ボランティアなどが支える側となる「介護予防・生活支援サービス」の創設を検討します。
- ◎リハビリテーション職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が市民の皆さんの健康づくりに参画できるよう、連携を強化していきます。

●具体的な施策 ①介護予防・生活支援サービスの推進 ②介護予防普及啓発の推進  
③地域の通いの場の充実 ④地域リハビリテーションの推進

#### ■ 施策③ 地域での活躍・貢献機会の充実

- ◎高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。さらにその拠点となる高齢者福祉施設を設置・運営し、健康増進や教養の向上、レクリエーション等の場を提供します。
- ◎元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、就労や地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めます。

●具体的な施策 ①社会参加や生きがい活動への支援 ②高齢者施設の運営 ③高齢者の就労支援

## 施策の目標 2 安心して暮らし続けるための環境づくり

### ■ 施策① 在宅医療・介護連携の推進

- ◎医療と介護の専門職の連携を推進し、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくりを進めます。
- ◎在宅医療や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みを始めます。

- 具体的な施策 ①関係機関との連携の推進と課題の検討 ②医療・介護関係者の支援 ③住民啓発の推進 ④在宅医療・介護の情報提供体制の構築

### ■ 施策② 包括的な支援体制の構築

- ◎福祉に関する総合相談対応や、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◎「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。
- ◎災害時に被害を受けやすい高齢者の安全・安心を確保するため、地域の共助によって高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりを推進します。

- 具体的な施策 ①包括的支援事業の推進 ②地域包括支援センターの機能強化 ③地域ケア会議の推進 ④災害時の支援体制づくり

### ■ 施策③ 介護サービスの充実

- ◎いつでも介護サービスが提供可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・利用を推進します。
- ◎介護や医療サービスの利用でも在宅生活が困難な高齢者を支援するため、施設・居住系サービスを計画的に整備します。

- 具体的な施策 ①居宅サービス等の充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設・居住系サービスの充実 ④介護サービス見込み量の確保

### ■ 施策④ 介護保険事業の適正な運営

- ◎保険受給者や介護保険サービス事業者に対する法制度の厳格な運用により、介護給付の適正化に取り組みます。
- ◎介護保険サービス事業者への指導監督の実施や事業者自らの質の向上への取り組みを支援し、サービスの質の確保及び向上を図ります。

- 具体的な施策 ①介護給付費等に要する費用の適正化の推進 ②介護保険サービス事業者に対する指導監督 ③介護サービスの質の確保及び向上

### ■ 施策⑤ 認知症施策の推進

- ◎認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進していきます。
- ◎認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、認知症の人の希望が尊重され、尊厳が守られた上で、認知症予防をはじめ、認知症と診断された人やその家族等介護者の支援といった、医療や介護サービスの提供もあわせ、切れ目のない認知症施策を進めます。

- 具体的な施策 ①認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり ②居場所づくりや介護者支援の充実 ③早期診断・早期対応に向けた体制の充実 ④若年性認知症の支援

## ■ 施策⑥ 生活支援サービスの充実

- ◎NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となる環境づくりを進めます。
- ◎地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、取り組まれている皆さんと連携して取り組みます。
- ◎介護が必要な人やその家族、ひとり暮らし高齢者をはじめ福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

● 具体的な施策 ①生活支援体制の充実 ②在宅生活を支援する福祉サービスの推進

## ■ 施策⑦ 権利擁護施策の推進

- ◎成年後見制度は、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断能力を補うことでその人の生命財産を擁護しようとするもので、これまでの取組みを拡充し利用促進に努めます。
- ◎高齢者虐待防止のため、地域包括支援センターを中心に地域の関係者や介護保険事業所などと連携し、虐待の早期発見や早期対応に取り組むとともに、高齢者虐待について理解を深めるための啓発活動を推進します。

● 具体的な施策 ①成年後見制度の利用促進 ②成年後見制度の利用促進に関する基本計画の策定  
③高齢者虐待の防止及び早期発見

# 施策の目標3 安定した暮らしの場の確保

## ■ 施策① 状況に応じた施設・住まいの確保

- ◎要介護高齢者の状態に応じた施設・居住系の介護サービスの充実を図ります。
- ◎高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保を図ります。
- ◎高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。

● 具体的な施策 ①施設・居住系の介護サービスの充実 ②多様な高齢者向け住宅の確保  
③安全・安心な居住環境の確保

## ■ 施策② 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

- ◎高齢者が賃貸住宅や施設などに円滑に入居できるよう様々な支援に取り組めます。
- ◎複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かく対応します。

● 具体的な施策 ①住宅確保要配慮者への支援  
②地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

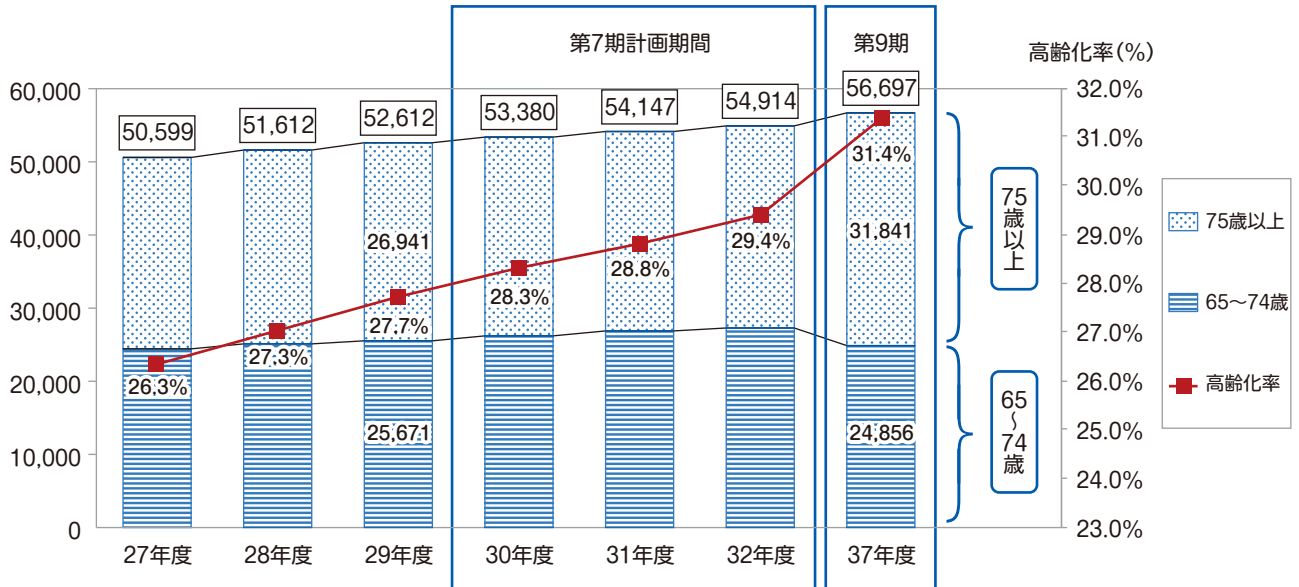
# 第3章 介護サービス等の見込みと介護保険料

## 1 高齢者数と要介護認定者数の推移と見込み

### 高齢者数

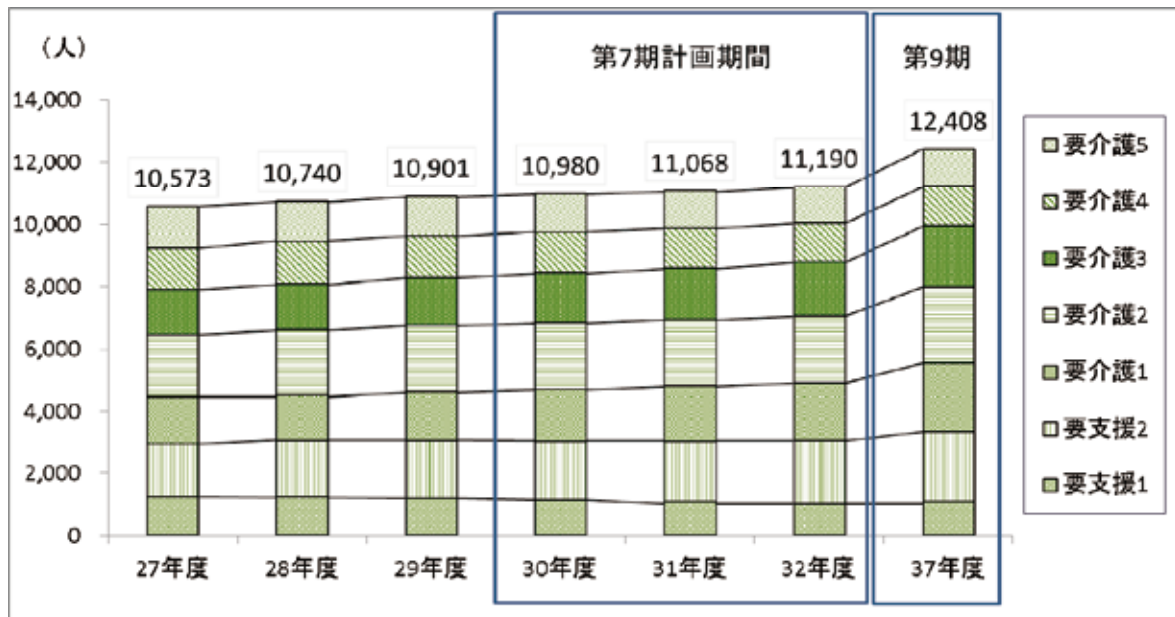
平成29年度には27.7%の高齢化率(65歳以上の人口割合)は、平成32年度には29.4%に、平成37年度には31.4%に上昇する見込みです。

平成37年度の後期高齢者(75歳以上)は、平成29年度より4,900人、率にすると18.2%上昇する見込みです。



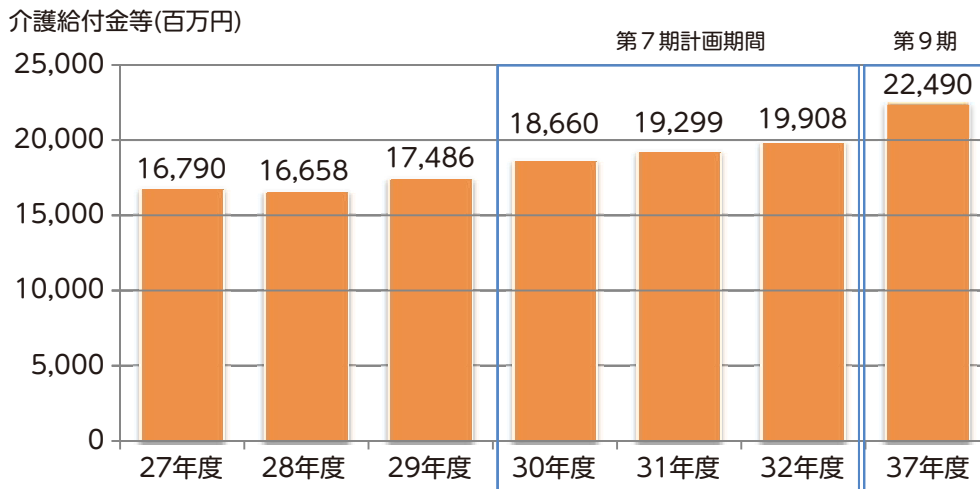
### 要介護(要支援)認定者数

平成37年度の後期高齢者(75歳以上)は、平成29年度より4,900人、率にすると18.2%上昇する見込みです。



## 2 介護給付費等の推移と見込み及び費用の負担割合

### ■ 介護給付費等の推移

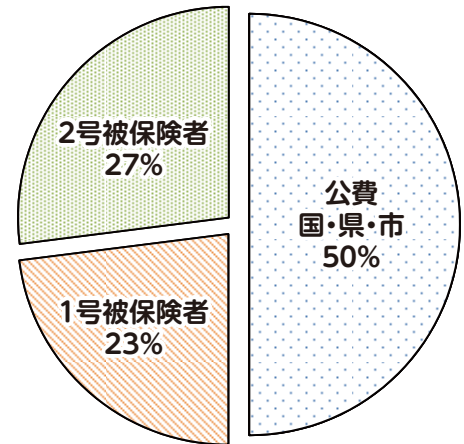


### ■ 介護給付費等の負担割合

介護保険サービスを利用した場合、そのサービス料は、所得に応じて費用の1割または2割(平成30年8月より1~3割)を利用者が負担し、残りは保険給付により賄われます。介護保険制度では公費と保険料とで給付費の50%ずつを負担します。

公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40~64歳)が負担します。

平成27~29年度の第1号被保険者の負担割合は22%でしたが、平成30~32年度においては23%に変更されます。



## 3 第1号被保険者の保険料

### ■ 第7期保険料基準額

区分	第6期	第7期	差額	伸び率
年額	74,700円	78,000円	3,300円	4.4%
月額	6,225円	6,500円	275円	

### 発行・お問い合わせ先

#### 鳥取市 福祉部 長寿社会課

〒680-0845

鳥取市富安二丁目138-4(駅南庁舎)

TEL 0857-20-3449

FAX 0857-20-3404